新型コロナウイルス感染症関連情報

※申請期間は変更になる場合があります。詳細は、各問合せ先にご確認ください。

事業者支援

蓮田市中小企業者等新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業支援補助金

事業を営む個人事業主又は中小企業者等が、新型コロナウイルス感染症拡大防止に取り組むために購入した備品の費用の負担を軽減することを目的に、予算の範囲内で補助金を交付します。
※詳細は市ホームページをご覧ください。

補助対象者　店舗等で事業を営んでいる個人事業主または蓮田市内の店舗等で事業を営んでいる中小企業者等
補助対象経費　新型コロナウイルス感染症拡大防止に取り組むために令和３年４月１日から12月31日までに購入した備品の費用
交付額　１事業者当たり　実際に支払った経費の合計額（100円未満切り捨て）補助上限額10万円（１回限り）
申請期間　令和４年２月10日㈭まで（消印有効）
申請方法　新型コロナウイルス感染症拡大防止のため郵送で申請してください。申請書類は、商工課、公共施設、蓮田市商工会にて配布しています。
申請・? 商工課新型コロナ補助金担当 内線235、237

埼玉県感染防止対策協力金（第13期・第14期・第15期）

県による営業時間短縮等の要請（第13期…７月12日～８月31日、第14期…９月１日～30日、第15期…10月１日～24日）にご協力いただいた飲食店（カラオケ店、バー等を含む）を運営する事業者に対し、県が感染防止対策協力金を支給します。詳細は、県ホームページをご覧ください。

支給額　第13期…１店舗当たり172.5～510万円（中小企業、全期間協力の場合）、第14期…１店舗当たり120～300万円（中小企業、全期間協力の場合）第15期…１店舗当たり60～180万円（中小企業、全期間協力の場合）※前年又は前々年の１日当たりの売上高によって変動。
申請期間　第13期…10月29日㈮まで、第14期…11月30日㈫まで、第15期…10月25日㈪以降を予定
申請方法　原則電子申請　※郵送でも申請できます。申請書類は、商工課、蓮田市商工会にて配布しています。
? 県中小企業等支援相談窓口 ☎0570-000-678（月～金 午前９時～午後９時、土・日・祝日 午前９時～午後６時）

埼玉県酒類販売事業者等協力支援金

県では、令和３年４～９月に実施された緊急事態措置又はまん延防止等重点措置等に伴い、酒類の提供自粛を伴う飲食店の休業・時短営業の影響を受けた酒類販売事業者等に対し、支援金を給付します。詳細は、県ホームページをご覧ください。

対象　令和３年４～９月の月間売上が、令和元年又は令和２年の同月比で30%以上減少（令和３年７～９月は15%以上）している県内の酒類販売事業者及び酒類製造事業者
給付額　令和３年４～９月の売上減少額から国の月次支援金を控除した額（算定は単月ごと）で事業者の事業形態及び売上減少率に応じて給付
給付回数　１事業者１回限り
申請期間　４～６月分…11月15日㈪まで（４～６月分をまとめて申請・給付）、７月分…12月15日㈬まで、８月分…12月24日㈮まで、９月分…令和４年１月28日㈮まで
申請方法　原則電子申請　※郵送でも申請できます。申請書類は、商工課、蓮田市商工会にて配布しています。埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金との重複申請はできません。
? 県酒類販売業者等協力支援金事務局 ☎048-658-7701（午前９時～午後６時、土・日・祝日も含む）

埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金

県では、令和３年４～９月に実施された緊急事態措置又はまん延防止等重点措置等に伴い、飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響を受けた事業者に対し、支援金を給付します。詳細は、県ホームページをご覧ください。

対象　令和３年４～９月の月間売上が、令和元年又は令和２年の同月比で50%以上減少し、国の月次支援金を受給している県内の事業者
給付額　令和３年４～９月のうち、令和元年又は令和２年の同月比で50%以上減少した月の売上減少額から国の月次支援金を控除した額（算定は単月ごと）で事業者の事業形態に応じて給付
給付回数　１事業者１回限り（原則３か月分をまとめて申請・給付）
申請期間　４～６月分…10月15日㈮まで（消印有効）、７～９月分…令和４年１月28日㈮まで
申請方法　原則電子申請　※郵送でも申請できます。申請書類は、商工課、蓮田市商工会にて配布しています。埼玉県酒類販売事業者等協力金との重複申請はできません。
? 県中小企業等支援相談窓口 ☎0570-000-678（月～金 午前９時～午後９時、土・日・祝日 午前９時～午後６時）

手　当　金

傷病手当金（蓮田市国民健康保険または後期高齢者医療制度被保険者のかた）

新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われたことにより、予定されていた労務に服することができず、給与収入が減少したかたについて、傷病手当金が支給される場合があります。発熱等により労務に服することができなかった日が３日を超えるかたが対象です。

対象期間　令和２年１月１日から令和３年12月31日まで
? 国保年金課国民健康保険担当 内線108、高齢者医療担当 内線112

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）

対象　次の①～③のいずれかに該当するかた。①令和３年４月分の児童扶養手当が支給されるかた②公的年金等を受給しており、令和３年４月分の児童扶養手当が全額停止されるかた（児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回るかたに限る）③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給しているかたと同じ水準となっているかた
給付額　対象児童１人当たり５万円
申請期間　令和４年２月28日㈪まで
申請方法　対象者の①に該当するかたには令和３年５月11日に支給済み、②③に該当するかたは子ども支援課へ申請が必要
※子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）との重複受給はできません。
? 子ども支援課児童福祉担当 内線154

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）

対象　平成15年４月２日（一定の障害のある児童については平成13年４月２日）～令和４年２月28日生まれの児童を養育しているかたで、次のいずれかに該当するかた①令和３年４月分の児童手当または特別児童扶養手当が支給されるかたで、令和３年度分の住民税均等割が非課税のかた②対象のうち①に該当しないかたで、令和３年度分の住民税均等割が非課税のかた③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和３年１月以降に家計が急変し、①、②のかたと同様の事情にあると認められるかた
給付額　対象児童１人当たり５万円
申請期間　令和４年２月28日㈪まで
申請方法　対象の①に該当するかたの申請は不要、②③に該当するかたは子ども支援課へ申請が必要
? 子ども支援課児童福祉担当 内線154